令和４年４月１日

「行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準」の一部改正

１　一部改正の経緯

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）が廃止され，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に統合されることに伴い，当該法律の条文を引用している宮内庁の「行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準」中の該当条項の改正を行うもの。

２　意見公募を行わなかった理由について

上記経緯から，当然に必要とされる規定の整理であり，行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号に該当するため，意見公募を行わなかった。

３　一部改正の内容

別表のとおり

４　施行日

令和４年４月１日

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準	**行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準**
個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）に基づく処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準は，次のとおりとする。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号。以下「法」という。）に基づく処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準は，次のとおりとする。
第１　保有個人情報該当性に関する審査基準（法第２条第１項及び第６０条第１項）	**第１　保有個人情報該当性に関する審査基準（法第２条第２項及び第３項）**
開示請求の対象が法第２条第１項及び第６０条第１項に規定する個人情報に該当するかどうかの判断は，以下の基準により行う。	開示請求の対象が法第２条第２項及び同条第３項に規定する個人情報に該当するかどうかの判断は，以下の基準により行う。
１　個人情報（法第２条第１項）	**１　個人情報（法第２条第２項）**
［略］	［同左］
２　保有個人情報（法第６０条第１項）	**２　保有個人情報（法第２条第３項）**
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同左］
第２　不開示情報該当性の審査基準（法第７８条関係）	**第２　不開示情報該当性の審査基準（法第１４条関係）**
［略］	［同左］
１　個人に関する情報についての審査基準（法第７８条第１号及び第２号）	**１　個人に関する情報についての審査基準（法第１４条第１号及び第２号）**
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同左］
２　法人等に関する情報についての審査基準（法第７８条第３号）	**２　法人等に関する情報についての審査基準（法第１４条第３号）**
［(1)～(4)　略］	［(1)～(4)　同左］
３　国の安全等に関する情報についての審査基準（法第７８条第４号）	**３　国の安全等に関する情報についての審査基準（法第１４条第４号）**
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
４　公共の安全等に関する情報についての審査基準（法第７８条第５号）	**４　公共の安全等に関する情報についての審査基準（法第１４条第５号）**

［(1)～⑿　略］	［(1)～⑿　同左］
5　審議検討等に関する情報についての審査基準（法第７８条第６号）	**5　審議検討等に関する情報についての審査基準（法第１４条第６号）**
［(1)～(8)　略］	［(1)～(8)　同左］
6 事務又は事業に関する情報についての審査基準（法第７８条第７号）	**6 事務又は事業に関する情報についての審査基準（法第１４条第７号）**
(1)　［略］	(1)　［同左］
(2)　「監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」について（第７号ハ）	(2)　「監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」について（第７号イ）
［①～⑦　略］	［①～⑦　同左］
(3)　「契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について（第７号ニ）	(3)　「契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」について（第７号ロ）
［①～⑤　略］	［①～⑤　同左］
(4)　「調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」について（第７号ホ）	(4)　「調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」について（第７号ハ）
［略］	［同左］
(5)　「人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」について（第７号ヘ）	(5)　「人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」について（第７号ニ）
［略］	［同左］
(6)　「独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」について(第７号ト)	(6)　「独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」について(第７号ホ)
①　独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については，企業経営という事業の性質上，第７８条第３号の法人等に関する情報と同様な考え方で，企業経営上の	①　独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については，企業経営という事業の性質上，第１４条３号の法人等に関する情報と同様な考え方で，企業経営上の正

正当な利益を保護する必要があり，これを害するおそれがあるものについては，不開示とすること。 ② ［略］ **第３　保有個人情報の存否に関する情報に関する審査基準（法第８１条関係）** ［１～３　略］ **第４　保有個人情報の訂正に関する審査基準（法第９２条関係）** ［１～５　略］ **第５　保有個人情報の利用停止に関する審査基準（法第１００条関係）** １　「利用停止請求に理由がある」とは，法第９８条第１項第１号又は第２号に該当する違反の事実があると認めるときであること。その判断は，当該行政機関の所掌事務，保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して，事実を基に客観的に行うものであること。 ２　「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは，第９８条第１項第１号又は第２号に該当する違反状態を是正する意味するものであること。 ３　［略］	当な利益を保護する必要があり，これを害するおそれがあるものについては，不開示とすること。 ② ［同左］ **第３　保有個人情報の存否に関する情報に関する審査基準（法第１７条関係）** ［１～３　同左］ **第４　保有個人情報の訂正に関する審査基準（法第２９条関係）** ［１～５　同左］ **第５　保有個人情報の利用停止に関する審査基準（法第３８条関係）** １　「利用停止請求に理由がある」とは，法第３６条第１項第１号又は第２号に該当する違反の事実があると認めるときであること。その判断は，当該行政機関の所掌事務，保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して，事実を基に客観的に行うものであること。 ２　「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは，第３６条第１項第１号又は第２号に該当する違反状態を是正する意味するものであること。 ３　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	